

令和8年度「漁船海難防止強調運動」実施要領

1. 目的

北海道の漁業は、一年を通して厳しい自然環境の中で操業が展開されることが多く、漁船の海難発生率が高まる時期があります。

特に4月からは春の訪れとともに各種漁業が活発となり海難の増加が懸念されます。また、秋から冬にかけては気象・海象が目まぐるしく変化する中での操業となるため、死亡事故に結び付くなどの大型海難の発生する恐れがあります。

このようなことから「漁船海難防止強調運動」を春と秋に設定し、漁船乗組員とその家族をはじめとして、広く漁業関係者に対し、積極的な海難防止活動を展開して海難防止意識の高揚を図り海難ゼロを目指す。

2. 実施期間

春期運動期間

令和8年4月1日～6月30日

秋期運動期間

令和8年9月1日～10月31日

3. スローガン

「いつも心の一番に安全操業を」

4. 重点指導事項

(1) 海中転落の防止とライフジャケットの常時着用の励行

すべての小型船舶の乗船者にライフジャケット着用が義務化されたものの、未だ漁船乗組員が行方不明となる事故は、ライフジャケット未着用での海中転落が高い比率を占めている。このため、乗組員や関係者に海中転落事故防止とライフジャケットの常時着用について指導する。

(2) 衝突、乗り揚げ事故の防止

居眠りを含む見張り不十分が原因となった衝突事故、乗り揚げ事故が依然として多いのが現状であり、これらの事故防止について指導する。

(3) 転覆事故の防止と気象・海象の把握

転覆事故は死亡・行方不明につながりやすい事故の一つです。十分な乾舷を保持し、漁獲物の積みすぎや荷崩れ等に注意するとともに、気象・海象を常に把握し無理のない操業をするよう指導する。

(4) 健康管理の推奨

ここ数年漁船乗組員が操業中病気により残念な結果となる事案が増えていくことから、日頃からの健康管理、定期健康診断の受診などについて指導する。

5. 指導実施方法

各地区の実態に合わせ、次の事項について実施する。

(1) 海難防止講習会の開催

漁船乗組員、船主、漁協青年部、女性部等を対象として、海難防止啓発映像等の上映、海難防止関係のテキスト等を使用した海難防止講習会を開催する。

(2) 訪船指導の実施

漁船乗組員との接触を深めながら運行・操業上の安全面、ライフジャケットの常時着用の指導及び落水時の連絡通報装置等の普及促進を図る。

(3) 海難防止パレードの実施

パレードは、漁協（海難防止対策委員会、青年部、女性部等）、救難所、漁船保険組合、海上保安部(署)、北海道(総合)振興局、市町村と連携して実施する。

(4) 広報活動の実施

ア. 「強調運動」の趣旨の徹底を図るため、次の方法で実施する。

(ア) 広報啓発用ポスター等の掲示。

(イ) 北海道、市町村、漁協等の団体が発行する広報誌による周知。

イ. 「毎月1日は海難防止の日」は漁協、関係機関と連携し啓発テープを放送する。

ウ. ホームページによる周知